

平成22年度から

都市計画税の課税区域が広がります

市の都市計画税条例の一部が改正され、平成22年度から都市計画税の課税区域が広がります。

これにより、現在の課税区域に加え、都市計画区域内の下水道供用開始区域（下水道が使用できる区域）についてもすべて課税することになりました。

見直しの経過

合併前、旧今市市、旧日光市、旧藤原町は、都市計画税を課税していましたが、課税区域の定め方が統一されていませんでした。そのため、合併後の新市において改めて課税区域を検討することになりました。そこで市では、都市計画事業の整備状況を踏まえ、事業の大半を占める下水道整備に重点をおいて課税区域を検討してきました。

域を検討してきました。その結果、税の公平性および、財源確保の観点から、現在の課税区域に加え、都市計画区域内の下水道供用開始区域に対して新たに課税することになりました。

都市計画税とは

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業を行う費用に充てるため課税される市税です。都市計画税は、下水道や道路、公園などの都市施設の整備などを行う上で重要な財源になります。

都市計画税の対象となる資産

対象となる資産は、課税区域内に所在する土地および家屋です。※対象となる土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律によって設定された農用地区域については、

都市計画事業が行われないため除外されます。

都市計画税の算出方法

土地または家屋の課税標準額
×税率(0.2%)

新たに加わる課税区域

次の町名などのうち、下水道の供用が開始されている区域です。

町名など	
土沢	板橋 大桑町
川室	大渡 町谷
轟	栗原 大沢町
大室	山口 木和田島
中宮祠	湯元 野口
小佐越	柄倉 高徳

※右記以外の区域で、既に課税対象となっている町名などのうち、一部課税対象外であった区域についても、下水道が供用開始されている区域は新たに課税されます。

※都市計画税課税区域図など課税区域の変更については、市ホームページにも掲載しています。

くわしくは

税務課 資産税係 ☎(21)5114

